

保護者 様

令和5年2月21日

京都市立松尾中学校
校長 林 秀雄

卒業式におけるマスクの着用の考え方について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と教育活動の両立に向け、「3つの密を避けること」、「人と人との身体的距離の確保」、「換気」、「手洗いなど手指衛生」、「マスク着用」等の基本的な感染症対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、文部科学省からの通知等を踏まえ、本市教育委員会から、令和4年度の卒業式における児童生徒のマスクの着用の考え方が示されました。つきましては、本校の卒業式におけるマスクの取扱い等については下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、「マスクの着用を求めない」とする学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和4年度中の卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおりの考え方（裏面参照）に基づき、場面や状況に応じたマスクの着用を子どもたちに指導してまいります。

記

1 **卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とします。**

（1）以下の場面では、十分な身体的距離が確保されていることなどから、児童生徒及び教職員はマスクを外すことを基本とします。なお、マスクを着用していただいても差し支えありません。

- ・ 入退場時
- ・ 式辞や祝辞、開式・閉式の辞を聞いている時
- ・ 卒業証書を授与される時
- ・ 在校生送辞、卒業生答辞を述べる時・聞いている時

（2）壇上の校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、上記の（1）場面に加え、以下の場面ではマスクを外します。

- ・ 式辞や祝辞を述べる時
- ・ 卒業証書を授与する時

2 **国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、児童生徒は、マスク着用にご協力をお願いします。**

3 「来賓や保護者等はマスクを着用する」とした文部科学省の基本的な考え方を踏まえ、**来賓や保護者の皆様は、マスク着用にご協力をお願いします。**

4 上記の対応は、マスクの着脱の義務を示す趣旨ではありませんので、様々な理由からマスク着用を希望する、または希望しない児童生徒等に対して、適切に配慮するとともに、マスクを着用する・しないこと等による偏見や差別等がないよう、適切に指導します。

5 その他、会場の換気や座席間の距離の確保、手洗い等の手指衛生などの感染症対策を実施します。

6 **発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある児童生徒、保護者の方については、卒業式への参加を控えてください。**

裏面あり

【参考】学校教育活動におけるマスクの着用の考え方（令和4年5月にお知らせしている内容）

1 屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用します。

屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

【マスク着用の考え方】（5月20日付け、厚生労働省事務連絡から引用）

	身体的距離が確保できる （2m以上を目安）		身体的距離が確保できない	
	屋内（※）	屋外	屋内（※）	屋外
会話を行う	着用を 推奨 する	着用の 必要はない	着用を 推奨 する	着用を 推奨 する
会話をほとんど 行わない	着用の 必要はない	着用の 必要はない	着用を 推奨 する	着用の 必要はない

（※）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

2 マスク着用が不要な場面として考えられる具体的な場面及びその際の留意事項を例示します。

- （1）屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。
- （2）運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、各競技団体のガイドラインを踏まえて対応します。
但し、活動の実施中以外の練習場所や部屋、更衣室等の利用時等については、マスク着用を含めた感染対策を徹底します。
- （3）熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すように指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用の必要はありません。
- （4）休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、上記1の考え方に基づく取扱いとします。
- （5）幼稚園においては、幼児にマスク着用を一律には求めず、無理に着用させることは行いません。
園内で感染者が確認されている場合等、保護者のご理解の上で着用を求めることがあります。

3 上記2の場面以外でも、児童生徒等が息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりすること等について、児童生徒自身でも判断・対応できるように学校でも指導いたしますので、各家庭でもお子様にお伝えください。

一方、上記の例はマスク着用を禁止する趣旨ではありませんので、様々な理由からマスク着用を希望する児童生徒等に対しては適切に配慮するとともに、マスクを着用する・しないこと等による偏見や差別は許されないことについて、各校園で適切に指導します。